

太平洋広域漁業調整委員会
第2回太平洋南部会議事録

平成14年2月27日
水産庁資源管理部管理課

1、開催日時

平成14年2月27日(木)午前10時～

2、開催場所

都道府県会館(402会議室4階)

3、出席者氏名(出席委員)

外記栄太郎 / 本城康至 / 高橋征人 / 橋ヶ谷善生 / 鈴木信治 / 迫間虎太郎
網本成吉 / 井元健二 / 亀尾猶蔵 / 林穂積 / 植野剛朋 / 林秀仁 / 福島哲男
鈴木徳穂 / 長島孝好 / 砂山繁 / 伊妻壯悦 / 宮本利之 / 有元貴文 / 澁川弘
山下東子

(研究者)

堀井豊充 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所沿岸資源研究室 長

(水産庁出席者)

佐藤力生 水産庁資源管理部管理課漁業管理推進官
羽鳥達也 " 資源管理部管理課管理型漁業推進班課長補佐
大隈 篤 " 資源管理部管理課企画班課長補佐
寺谷志保 " 資源管理部管理課企画班企画調整係長
笠原光仁 " 資源管理部管理課企画班計画係長
藤田仁司 " 資源管理部沿岸沖合課まき網班課長補佐
氏家武士 " 資源管理部沿岸沖合課漁業調整官
柿沼忠秋 " 資源管理部沿岸沖合課底びき班許可係長
竹葉有記 " 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班課長補佐
望月喜多司 " 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長
和田時夫 " 増殖推進部研究指導課研究企画官
藤井富美雄 " 漁政部水産経営課経営改善班課長補佐
落合謙一 " 漁政部水産経営課経営改善班経営改善係長
平松大介 " 資源管理部管理課管理型漁業推進班指導係長

議 事 次 第

1 開 会

2 水産庁挨拶

3 議 題

- (1) 資源回復計画関係予算について
- (2) 特定魚種資源回復計画(案)について
- (3) 資源回復計画対象魚種候補・優先順位について
- (4) その他

4 閉 会

議 事 内 容

1 開 会

大隈管理課企画班課長補佐

定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第2回太平洋南部会を開催させていただきます。

本日の部会につきましては、委員定数22名のところ漁業者代表の上野委員が御欠席されておりますが、21名の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第5条の規定に従い、本部会が正式に成立していることをここに御報告いたします。

それでは、澁川部会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

澁川部会長

おはようございます。本日は、大変お忙しいところ、委員の皆様を初め、来賓の方々におかれましては御出席を賜りましてありがとうございます。

御承知のとおり、太平洋南部会につきましては、昨年10月30日に開催されたわけですが、第1回の会合におきましては、1つ目としては太平洋の南部海域におけます資源状況の説明、2つ目に回復計画対象魚種候補・優先順位の決定に向けた手続、さらには3つ目に特定魚種の資源回復計画の作成に向けての手続についての審議が行われ回復計画の対象魚種の候補・優先順位の決定に向けた作業手順及び特定魚種資源回復計画の具体化に向けた作業手順につきまして、承認をちょうだいしたところでございます。

本日の部会におきましては、その後の漁業者協議会や行政・研究担当者会議などにおける協議の経過、資源回復計画案の内容、資源回復計画対象魚種候補・優先順位などについて後ほど事務局より説明をちょうだいし、御審議をいただきたいと思っております。

水産庁挨拶

澁川部会長

それでは、議事に入ります前に、水産庁から一言御挨拶をちょうだいしたいと思います。

佐藤漁業管理推進官

水産庁管理課の漁業管理推進官の佐藤でございます。

本日、ここに、太平洋広域漁業調整委員会の第2回太平洋南部会が開催されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれまして、このたび御多忙中にもかかわらず、本部会に御出席賜りましてまことにありがとうございます。

本部会につきましては、昨年6月の漁業法改正によって発足しました太平洋広域漁業調整委員会の内規により定められている部会のうち、太平洋南海区に広域に分布・回遊する資源の管理を担うために設置された部会でございます。

また、国におきましては、水産政策大綱の具体的な施策としての資源回復計画の検討を進めていく機関として重要な組織に位置づけられ、水産の産業としての再生と水産食料の安定供給を追求するものとして、その役割を果たすための重要な委員会であると認識しております。

御承知のとおり、第1回太平洋南部会につきましては、昨年10月30日に開催され、太平洋南海域における資源の状況を御報告させていただき、資源回復計画に関する作業として計画対象候補魚種・優先順位の検討及び伊勢湾小型底びき網漁業の対象の資源回復計画の具体化に向けた作業を早急に進めるとの2点につきまして御承認いただいたところでございます。

その後、関係都県におきまして延べ10回以上に及ぶ漁業者協議会等を開催し、2つの案件について協議を進めてまいったところであります。

本日の部会におきましては、資源回復計画案の基本的な内容及び今後の資源回復計画の候補魚種について御審議いただきたいと存じます。

最後になりますが、本日は委員の皆様方からの忌憚のない御意見をいただき、本部会が成功に終わりますよう祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

資 料 確 認

澁川部会長

それでは、続いて事務局より配付資料の説明があるそうでございます。

大隈管理課企画班課長補佐

お配りしてあります資料の確認を行わせていただきます。

議事次第、座席表、出席者名簿、委員名簿という事務的なものと、今後の議事の資料といたしまして、資料の1、支援策に関する説明資料、資料の2、これが資料2-1から2-2、2-3、2-4まで枝番がつけてございます。4種類ございますが、具体的な資源回復計画の内容とTAE制度に関する説明用の資料でございます。それから、資料3といたしまして、今後の資源回復計画の候補魚種についての意見をまとめたもの。それから、参考といたしまして、昨年10月の委員会、部会におきまして討議していただきました資源回復計画対象魚種の候補及び優先順位、その素案の1枚紙でございます。それともう1つ参考資料、現在作成中の資源回復計画、5つの計画に関する内容の概要をまとめた紙をお配りしてございます。

資料等何か欠落がございましたら水産庁の者にお申しつけください。

議事録署名人の選任

澁川部会長

続きまして、後ほどまとめられます本部会の議事録の署名人の選出をしておく必要がございます。部会の事務規程第 11 条によりますと、部会長より 2 名以上指名することとなっておりますので、まことに僭越でございますが、私の方から指名をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長

ありがとうございます。

それでは、今回の部会議事録の議事録署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方から東京都互選の本城委員、大臣選任の漁業者代表委員の方から砂山委員のお二方をお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

3 議題：（１）資源回復計画関係予算について

澁川部会長

それでは、議事に移ります。

議題の 1 番でございますが、資源回復関係予算についてでございます。

まず、資源回復計画におきましては、漁獲努力量削減などの資源回復措置を実施していくに当たりまして、漁業経営に対する財政支援、これが大変重要な措置になってまいっております。このための予算について事務局より説明をお願いします。

大隈管理課企画班課長補佐

説明申し上げます。

昨年 10 月に開催されました部会の折にも、今後資源回復計画を実際に現場でスタートさせていくに当たりまして、漁獲努力量削減等の措置につきまして、国の方でいろいろ必要な支援策、予算といったものを準備しているということをお説明申し上げたかと思っております。10 月の段階では対財務省要求の段階でございましたけれども、その後財務省の方の了解がとれ、現在国会にかかっておりまして、近日中に平成 14 年度予算として正式に成立し、来年度から実際にこれらの事業といったものが実施可能となるわけでございますが、その中の主な支援策につきまして、おさらさらのりなものでございますけれども、概要を説明させていただきます。

資源回復計画に関連します主な支援策に関しましては、お配りしてあります資料 1 でございます。その 1 枚目にとりあえず 5 項目挙げてございますが、まず 1 つ目が、資源回復計画推進支援事業。国費ベースで 4 億円となります。これは実際に漁業者の方々が資源回復計画に基づきまして休漁を行う全くの休漁を行う場合の経営維持支援が、漁具の改良。休漁中の漁船の活用等に必要な経費についての支援を行うといった項目での予算でございます。

それから、2 つ目が資源回復推進等再編整備事業、トータル 30 億円でございますが、これは休漁や漁具改良といったものではなくて、一般に言われる減船を実施する際に不要漁船のスクラップ処理ということに関する支援用の予算として確保

されたものです。この中には従来型の減船といったものも含まれておりまして、資源回復計画関連としては10億円という計上になっております。

それから、栽培漁業地域展開事業、そのうち資源回復計画事業といったものがございまして、これは本日後ほど御審議いただきます伊勢湾のトラフグなどはまさにこれの利用が念頭に置かれておりますが、資源回復計画に基づき、その計画の対象種の種苗の大量生産、育成、放流、それから施設の整備とかモニタリングに必要な資金といったものについての支援というメニューが準備されております。これはトータルで1200万円でございます。

それから、水産基盤整備事業。これは資源回復計画の対象水域を管轄する都道府県等に対しまして、漁場の造成や対象資源の生息環境の保全を行う事業といったものに重点的に配分できるという形になっておりますもので、もちろんすべてが資源回復計画用というわけではございませんが、トータルで70億円計上されております。この中から回復計画に対して優先的に配分がされるという予定になっております。

5つ目といたしまして、漁場環境保全推進事業、うち漁場環境保全総合美化推進費として、4800万円。この中におきまして、漁業者等が参加いたします海浜清掃とか、海底清掃とか、廃棄物の除去等、漁場の環境の維持・保全、海浜美化等の活動についての支援を行えるという予算がございまして。

事業の細かい内容につきましては、基本的に昨年10月の部会の際に説明させていただきました内容がそのまま盛り込まれておりますので、この場での詳細といった説明は省略させていただきます。

代表的なものとしまして、休漁等に関する事業、それから減船等に関する事業の流れといったものを資料として添付してございます。また、この資料1の一番最後には、それ以外の資源回復計画関係に関連する予算といったものを、細かい字になりますけれども、一覧表として添付してございます。これらの予算といったものが近日中に国会を通過いたしますして、来年度から具体的に資源回復計画に基づいて実施される各種の事業に関して利用できるといった形になっております。

説明は以上でございます。

澁川部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、従来、この中にもいろいろな施策があったわけですが、休漁等の支援策、これが認められたということが大変大きいんだろうと思われまして。

以上、簡単な説明でございましたが、これらの件について御質問等ございませんでしょうか。

3 議題：(2) 特定魚種資源回復計画(案)について

澁川部会長

それでは、次の協議事項として伊勢湾の小型機船底びき網対象種資源回復計画（案）に移らせていただきます。

昨年10月の第1回部会では、回復計画対象魚種候補・優先順位の決定及び特定魚種資源回復計画の具体化に向けた作業手順につきまして承認をいただいたところですが、その後、この件につきまして漁業者協議会、さらには行政・研究担当者会議などの場でどのような議論がなされたのか、経過等について事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局、どうぞお願いします。

平松管理課管理型漁業推進班指導係長

水産庁資源管理部管理課管理型漁業推進班の平松と申します。

ただいまの項目につきましては、資料2-1をもとに御説明させていただきたいと思っております。

先ほど部会長からもございましたように、10月30日の第1回の太平洋南部会以降の漁業者協議会、行政・研究担当者会議を延べ12回ほど開催してまいったわけですが、部会以降、当初は主に行政・研究担当者会議、こちらをメインに開催いたしまして、今後の伊勢湾海域の小型機船底びき網対象種の資源回復計画の骨子ですとか、また、具体的な取り組み内容につきまして行政側、水産庁側から漁業者への提案の骨子につきまして整理を行ってまいりました。

年が明けて1月に入りまして、三重県、愛知県の各地域において、近隣の漁業者の方にお集まりいただくという形で説明会を行い、主に1月の1回目の協議会につきましては回復計画という制度そのもの、それからこの伊勢湾海域の小型底びき網の回復計画というものをどういう方向で考えているか、また対象資源の漁獲状況等について主に漁業者の方に現状の説明及び資源回復計画の方向性の提案をさせていただきまして、その協議会の中で漁業者の方から大まかな取り組み内容の提案というのもいただきました。

それら第1回目の協議会で各地域の漁業者の方から出されました御意見等をまとめまして全体の回復計画の素案という形のを第2回目の漁業者協議会、これは2月に入りまして順次、第1回目を開催したところと同じところに皆様、関係漁業者の方にお集まりいただきまして、その中で具体的な回復計画での取り組み、主に資源回復措置に関するもの、こちらをメインに説明させていただいたわけですが、こちらにつきまして、協議を進めてまいりました。

それら漁業者協議会につきましては、各地域2回以上という協議を進めた中で、これは後ほど御説明させていただきますが、今回資料として提出させていただいております伊勢湾小型機船底びき網対象種資源回復計画（案）という形に取りまとめをさせていただいております。

以上でございます。

澁川部会長

大変濃密な協議が現地においてはなれているということでございまして、関係者の御努力に敬意を表したいと思います。

それでは、次に資源回復計画案の具体的な内容について説明をちょうだいしたい

と思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

平松管理課管理型漁業推進班指導係長

では、続きまして資源回復計画案の内容につきまして御説明いたします。資料といたしましては、資料2-2として概要をまとめたもの、資料2-3として計画案となっておりますが、回復計画について2-3を用いながら御説明させていただきたいと思います。まず今回伊勢湾という言葉で今回の回復計画の対象海域を整理しておりますが、資料2-2の2枚目に対象海域図を載せさせていただいております。伊勢湾、三河湾という形で灰色でマーキングしてエリアを示しておりますが、狭い意味での伊勢湾といたしましては、鳥羽のところから答志島、神島から伊良湖岬まで、こちらを結んだ線と、それから三河湾との区別としまして伊良湖岬から日間賀島を通過して知多半島、南知多町の先端、師崎のところ、こちらを引いた部分に囲まれる部分を差します。それから先ほどの境界から東側を三河湾。狭い意味ではそれぞれ伊勢湾、三河湾という表現をいたしておりますが、今回の回復計画といたしましては、広い意味での伊勢湾、三河湾と伊勢湾を合わせた海域を伊勢湾と表現させていただいております。回復計画のタイトルにつきましても伊勢湾小型機船底びき網対象種資源回復計画というふうに表現させていただいております。

個別の説明の中で、特に狭い意味での伊勢湾と三河湾の区別をする必要がある場合については、「三河湾を除く」等の表現を使いながら説明をさせていただきたいと思います。

それでは、伊勢湾の小型機船底びき網対象種資源回復計画案について資料2-3によって御説明させていただきます。

まず、この地域で回復計画の検討を進めているわけですが、資源の回復の必要性というところがございます。まず資源の状況といたしまして、広い意味での伊勢湾の底魚資源につきましては、内湾では愛知県、三重県の小型機船底びき網漁業、漁場といたしましては愛知県、三重県、それぞれ入りあって操業されておりますので、これら両県の底びき網漁業による漁獲される重要資源でございますが、特に夏場、貧酸素水塊の発生、これは毎年発生が続いておりますが、これらは非常に資源に悪影響を与えているというような状況がございます。

そのような中でも伊勢湾につきまして、地元の地方公共団体、県、市が「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」というものを策定しまして、今後の伊勢湾の資源の総合的な管理の実現に向けた取り組みを進めていくということとされております。これらは資源の回復に非常に大きな効果があるものと期待されておりますし、こういう動きとあわせた形で、直接漁業資源を回復するという、今回考えております回復計画を推進していくということは非常に大事ではないかと考えております。

伊勢湾の小型底びき網での漁獲量の推移、こちらを1ページ目の下の方の棒グラフ、図の1に示してございます。こちらに整理させていただいておりますが、ただ、小型底びき網の漁獲量をいろいろな統計数字で拾っていく中で、愛知県の小型底びき網につきましては、先ほど言いました伊勢湾の内湾地域の操業とあわせて太平洋側、遠州灘、渥美半島の外側なんですが、外海の部分でも小型底びき網での操業が

なされているということ、またそれらは同じ漁港へ水揚げされているということから、統計上厳密に伊勢湾での小底の水揚げというものをきちっとピックアップすることができませんで、いろいろ県の方等から聞き取りをいたしますと、愛知県の豊浜漁協というところ、ここはかなり統計データがそろっておりまして、ここが大体愛知県の内湾での小底の漁獲量の半分程度を水揚げしているというところから、愛知県につきましてはそちらからの推計値。また、三重県の方につきましては、小底の漁獲量から、貝類の漁獲、こちらを差し引いたもの、これを漁獲量というふうに考えまして整理しております。

こちらを見ていきますと、年によりまして多少でこぼこがございますが、1970年代におきましては5000トンを超えるような時期もございます。直近の2000年の数字でいきますと、約3500トンというふうに減少傾向にあるという数字が出ておりますが、小底の漁獲特性から見ますと、船上で漁獲物の選別作業をする。網に入ったもののうち、ごみ等は当然水揚げされませんが、漁獲物につきましては小型のものですとか、商品性の低いもの、これらは水揚げせずに、海へ戻すというようなことがなされておりますので、漁獲量の推移がイコール資源量の推移ということには直結しないということがございますが、漁獲量そのものも全体の傾向を見るとやや右下がりな推移しているということ、考えていると、主要魚種であるマアナゴ、シャコ等の資源量というのは低下してきていると考えられます。

今申し上げましたように、資源回復計画が今後、なぜ必要かということになります。2ページ目の図2のところに、先ほど言いました愛知県の豊浜漁協の漁獲量の経年変化、さらにそれを魚種別にプロットした図を載せております。

一番下の黒い棒グラフ、ここがシャコ、その上の斜線部分がマアナゴ、順次、下からトラフグ、サルエビというふうに魚種ごとに幾つか代表種をピックアップして整理させていただいておりますが、下から3魚種が今回対象魚種として挙げているものですが、トラフグは絶対量が少ないものから、ほとんどグラフの部分で白いスペースとして出てきていない部分もありますが、これも73年の700トンちょっとぐらいから多少でこぼこがありながら、近年では400トン割るといような形で減少してきております。

先ほど全体の割合の話をしたのですが、全体の漁獲量に占める主要魚種の漁獲割合というものがどうなっているかということで、それぞれの年によって異なる漁獲量を同じといたしますが、全体の漁獲量に占める割合という形でグラフ化したものを3ページ目の図3に載せさせていただいております。これは2ページ目の図2の豊浜の漁獲量の経年変化と同じデータを魚種別の組成の割合表に表現し直したものでございます。こちら一番下の黒いところがシャコ、その次の斜線部分、これがマアナゴ、その上に白抜きの部分でトラフグを示しております。トラフグはちょっと見えにくいんですが、例えば88年ですとか、99年の部分には黒い棒グラフの上に斜線があって、白いスペースの部分があって、その上に灰色がある。その間の白いスペースがトラフグの漁獲量の部分でございます。トラフグまでの3種の累計の部分で見ていきますと、このグラフは73年から載せさせていただいておりますが、70年代ぐらいは多いときには40%程度、これらの3魚種が占めているということか

ら、最近、ここ数年の割合を見ますと、30%から20%の間ぐらいを占めている。直近の2000年でいきますと、約25%というふうにこれら3魚種の全体の漁獲に占める割合というのは減少してきているというような状況がグラフから見てとれるかと思いますが、そういう状況にあるということでございます。

このことから伊勢湾での底魚資源を対象といたしました小型魚の採捕規制の強化、改良漁具の導入、休漁期間の設定というような内容の漁獲規制、先ほど申しました環境問題に関してなんですが、みずから積極的な漁場の環境改善に取り組む。これは漁場の海底清掃事業等を含めました資源回復計画というものを検討いたしまして、対象資源の回復、それから重要資源の漁獲比率の増大、またサイズアップというものを図っていく必要があるというふうに考えております。

トラフグにつきましては、稚魚期に伊勢湾内では小型底びき網の対象魚種になっておりますが、静岡県、愛知県、三重県、こちらのはえ縄漁業でとられる地域の重要資源というふうになっております。はえ縄は外海部分で主に漁獲されておりますが、重要な資源になってございます。

小型底びき網につきましては、主として小型魚、当歳魚、ゼロ歳魚ですね、こちらを漁獲対象としているということがございまして、漁獲の尾数で計算していきますと非常に多いんでございますが、サイズが小さい時期でございますので、非常に単価が安いということで、漁獲金額が少ないという問題がございます。トラフグにつきましては、こういう資源の漁獲量ですとか漁獲金額の増大を図るためには、稚魚期、小型底びき網の漁獲対象になっている時期でございますが、これらの時期の漁獲の抑制というのが非常に重要になっているというふうに考えております。

トラフグにつきましては、4ページ目のところに図5といたしまして、伊勢湾内での底びき網での漁獲、はえ縄につきましてはそれぞれ三重県、愛知県、静岡県、それぞれの漁業者さんの水揚げということなんでございますが、その漁獲量の推移を折れ線グラフで示しております。ごらんになれるように、非常に年変動と申しますが、5年周期程度ぐらいに卓越年級群が発生しているような形で見えてとれますが、全体の変動の幅が非常に大きくて、近年は卓越年級形群も余り出なかったり、また最近の部分では若干発生がよいというような傾向もございまして、安定した漁獲が図れていないというよう状況にございます。

そういうことで、今後のこの地域の資源回復計画というものを考えてきているわけでございますが、関係漁業の状況ですとか、漁獲量の推移、漁業の形態、資源管理の状況等、それ以降の資料に表やグラフを用いまして簡単に整理をさせていただいております。

最初にちょっと申し上げましたが、ここで今回小型底びき網対象種資源という形で回復計画を整理させていただいておりますので、関係漁業といたしましては、愛知県、三重県の小型機船底びき網漁業ということで、漁場は入り合い漁場で三重県も愛知県も同じ漁場を利用しているわけでございますが、漁船規模といたしまして若干大きさに違いがございまして、愛知県では15トン未満の船舶、三重県では10トン未満が許可の条件になってございます。

漁獲量、漁獲金額につきましては、5ページの図の6と7にそれぞれ愛知県での

漁獲量、金額、三重県での漁獲量、金額を載せておりますが、愛知県のデータ、図6の方でございますが、こちらは先ほど言いましたように、伊勢湾外での小底での漁獲量、それから貝類に対する漁獲量、これらがすべて含まれた統計になっております関係上、下の三重県と比べると単位が大きくなっておりますが、ここの違いは、全体的な漁獲量の違いもございますが、データの抽出方法が違っております関係上、愛知県では2万トン程度、三重県では1000トン台と、オーダーのゼロの数が1つ違う数字になってしまっていて申しわけないのですが、若干その辺のデータのとり方の違いでこのような形のグラフになっております。どちらにいたしましても近年右下がりの傾向というものがこの全体の漁獲データというものの中からも見て取っていただけるかと思えます。

先ほど言いました小型機船底びき網なんですが、愛知県、三重県のこの伊勢湾地方では、実際の操業は板びき網なんですが、地方名でまめ板ですとか、まめ板網というような名称の漁業でございまして、中には専業でやられている方もおられるようなんですが、冬場、ノリ養殖業ですとか、船びき網漁業、こちらとの兼業をやりながら操業されているというところでございます。

また、これら対象魚種につきましては、漁場が近いということもございまして、活魚で販売されているというような状況でございます。

資源管理措置といたしましては、漁業調整規則の中で許可の水域等の規制があるもののほか、一部自主的な規制で今回資源回復計画の中で対象として考えておりますトラフグですとか、マアナゴにつきまして、体長制限、水揚げ制限等取り組みがなされております。

次に、7ページに種苗放流の実績ということで、年別の放流実績、こちらをまとめております。先ほど言いましたはえ縄の漁業と申しますのは、愛知県、三重県、静岡県にございまして、それぞれ各県で種苗放流が積極的に実施されておりました、近年では3県で約20万尾から30数万尾の放流が実施されております。

また、漁場環境の保全措置に関しましては、堆積物の除去ですとか、海底耕うん等の水質や底質の改善、干潟や浅場、干潟域の造成ですとか、漁業者や一般の方による海浜清掃、植林活動等を実施して、環境の保全に取り組まれている地域でございます。

以上、かなり簡単に説明しましたが、このような取り組み、また漁業が営まれている海域でございます。この中で具体的に今後資源回復計画を実行に移してまいりたいと思っているわけでございますが、資源回復の目標というものをどのように考えているかというところでございまして、資料で申しますと7ページの後半のところになります。先ほどもシャコですとか、マアナゴ、トラフグ等の有用魚種の漁獲物に占める割合、これが徐々に低下してきているというお話をさせていただいたのですが、今回目標設定に当たりましても、これら有用魚種の漁獲比率を増大させるという形で目標を置かせていただいております。

繰り返しになりますが、小型底びき網の漁獲物を細かくカウントしていくと、100種類とか、そういうような漁獲物になるかと思われそうですが、これらいろいろなものが漁獲される、網に入る中で、実際に水揚げしてくるものにつかま

は、商品性等を勘案して船上での選別作業を経た後、水揚げされるということでございますので、単純に漁獲量等を指標にするよりも、実際に水揚げされる漁獲物のうちの重要魚種であるトラフグ、マアナゴ、シャコ、これらの割合を1つの指標とするというのが適切と考えまして、先ほど申しました漁獲量の多かった70年代、この頃は40%程度をこれら重要魚種の3魚種が占めておりますので、これらに近づけるというところを目標として計画を実施していきたいと思っております。

これに向けて具体的にどのような措置を講じるかということにつきまして、資料の8ページ、4番の資源回復のために講じる措置と実施期間に全体を整理させていただいております。こちらにつきましては1つ1つ順番に御説明させていただきたいと思っております。

まず、措置といたしまして一番大きなものでございますが、漁獲努力量の削減措置でございます。これは大きく分けまして4つに整理しておりますが、まず、小型魚の持ち帰り制限の実施。これにつきましてはトラフグとマアナゴにつきましてそれぞれ期間を設定して実施したいと考えております。

まず、トラフグにつきましてでございますが、トラフグについてはトラフグ当歳魚の水揚げに関して、現在一部地域では9月末まで水揚げしないというような自主的な取り組みがなされているところ、また当歳魚の体長制限、全長の制限等を実施されているところがございますが、これらに加えまして10月31日までの間、水揚げをしない。底びき網ですので、網に入ってしまうものは避けがたいものでございますので、漁獲したのものにつきましては、先ほど言いました船上で漁獲物の選別作業を行う際に、10月31日までの間は当歳魚のトラフグについては船上で再放流をしていただく。1歳魚以上の大型のものにつきましては、これは従前どおり水揚げをしていただいて結構なんです。小型魚をすべて再放流するという取り組み。こちらにつきましては、伊勢湾全体の中を伊勢湾、三河湾と分けたときに、狭い意味での伊勢湾側につきましてはほぼこの方向で検討を進めていくことにつきまして漁業者協議会の中で御了承いただいたのですが、三河湾地域につきましては、こちらはかなり伊勢湾側と海域の特性が違う。具体的に言いますと、かなり水深も浅い湾でございまして、若干トラフグの生息状況と申しますか、移動経路、時期等が違っております。夏場湾内にいたものが冬に順次湾外へ出ていくわけなんでございますが、その辺の状況が若干違うということで、三河湾につきましては、こちらのトラフグの水揚げ制限につきまして、期間等につきまして三河湾地域の実情に応じた取り組みを行うということで、引き続きこちらにつきましては検討を実施していきたいと思っております。

トラフグにつきましては、先ほど申し上げましたように、湾内での小型機船底びき網による漁獲以外にもございますので、まずこの計画の中で小底の資源管理に関する取り組みを実施した後に、その他のトラフグをとっている漁業、フグはえ縄ですとか、外海部分、太平洋側での底びき網等につきまして今後第2期とここで表現させていただいておりますが、今後の回復措置に関する取り組みを検討していくというふうにしてございます。

続きまして、小型魚の持ち帰り制限の2つ目、マアナゴについてでございますが、

こちらでも一部地域で、時期によって 23 センチ以下のものは水揚げしない、25 センチ以下は水揚げしないというような体長制限が実施されているところがございますが、こちらは今回対象海域全体の取り組みとして、秋、10月、11月の2カ月間、こちらにつきましては全長 25 センチ以下のものはすべて再放流していただくという取り組みを考えております。

これもいろいろ漁業者協議会等で協議をしていく中で出た御意見を反映させているのでございますが、マアナゴにつきましては、これも湾内でかごによる漁獲ですとか、また、シラス等をとる船びき網によってアナゴの稚魚、レプトケファルスですか、こちらと一緒にとられているというような状況がございまして、まず今回、小底の資源管理に関する取り組みをやった後、先ほど言いましたような関連漁業による管理に関する検討も進めていくというふうにさせていただいております。

次の漁獲努力量の削減といたしまして、漁具の改良がございまして。これは小型魚一般、マアナゴですとかシャコの小型のものの保護のための網目拡大ということでございますが、伊勢湾の中で底びき網をやっている漁業、これは時期ですとか、ねらう魚種、これによって3種類から4種類ぐらいの異なる目合いの網をそのときどきによって使い分けて操業されているというようなところがございます。

そういうことから、今後小型魚保護のための網目の拡大というものを進めていくについて、まずそのような操業の現状、漁場ですとか、時期とか、そういうものをよく検討しました上で、具体的な網目の拡大について早急に検討を行ってまいりたいと思っております。

また、改良漁具、積極的に小型魚を逃がすような漁具の導入につきましては、これは伊勢湾の小底に合った、伊勢湾での漁獲状況に合った改良漁具の導入ということを行う必要があることから、実証試験を実施いたしまして、計画期間中に導入を図りたいと考えております。

続きまして、シャワー設備の導入。これは主にシャコに対する効果を期待しているのでございますが、夏場、選別作業中に魚体が乾燥等で傷む、もしくは斃死するということがございます。シャコにつきましても小型のもの等は再放流しているわけでございますが、それら再放流後の生残率向上を図るためのシャワー設備、これらを漁船に導入するというようにしております。

また、休漁期間の設定でございますが、これは狭い意味での伊勢湾の方でございますが、こちらにつきましては、小底の操業期間というのが1月1日から12月31日まで周年操業可能になっております。ですから、漁場を休めるというようなこと、またその期間を利用した漁場環境改善への取り組みということから、冬場、ちょうど今ごろの時期になろうかと思っておりますが、1月、もしくは2月の間に1カ月程度の休漁期間を設定したいと思っております。

これら漁獲努力量の削減措置を実施する。それに合わせまして資源の積極的な培養といたしまして、従来実施しております愛知、三重、静岡の3県によりますトラフグ種苗の放流に努めること。

それから、漁場の環境の保全措置といたしまして、各種事業等を活用し、また休漁期間の設定を考えておりますので、これらの期間を活用いたしました海底清掃等

の環境の改善事業を進めていくというふうにしております。

今回の回復計画につきましては、実施期間は5年間ということで実施したいと思っております。

続きまして、9ページ、漁獲努力量の削減措置に関する実行担保措置でございます。これは法的なものや自主的なもの。法的な中でも資源保存法に基づくもの、漁業法等に基づくものがございますが、新しくできましたT A E、総漁獲努力量の設定、これは後ほどまた御説明いたしますが、今回この計画の中ではトラフグ当歳魚の水揚げ制限が10月31日までということで説明させていただきましたが、この制限の終了直後、その時期に漁獲圧力が増大するおそれがあるということがございまして、これを従来どおりの操業にするということから、その時期にこのT A Eの上限を設定したいと思っております。

その他のものにつきましては自主管理で実施可能なものについては自主管理で実施していくというふうを考えております。

6番といたしまして、資源回復のために講じられる措置に対する支援策についてです。先ほど支援策全体の御説明を資料1の方でさせていただきましたが、網目の拡大ですとか、漁具の改良、シャワー設備の導入、これらにつきましては資源回復計画推進支援事業、新しい事業ですが、これらの事業の活用を想定しております。

また、資源の積極的培養に関する取り組み、それから漁場環境の保全に対する取り組み、これはそれぞれ関係事業を有効に活用した形で実施していきたいというふうに思っております。

これらの形で全体の回復計画を進めていくという形で考えておりますが、当然実施の方に移ってまいりますと、その後の回復状況の把握ですとか、また、資源の動向、それがどうなっているのか、ちゃんと順調に回復しているのかどうかというようなことにつきましては、それぞれ進行の把握、調査につきましては独立行政法人水産総合研究センターですとか、各関係県の研究機関というところが連携して調査を実施していくという形で考えております。

また、そのような状況、資源の評価ですとか、実施状況、進捗状況にあわせて、必要な回復計画の検討、また、評価というのを行いながら、必要があればまた計画そのものの見直しという形で進めていきたいというふうに考えております。

時間が少なくなりましたが、以上のようなことを内容とした回復計画について、先ほど言いました行政検討会ですとか漁業者協議会の検討結果を踏まえてまとめてきたわけでございます。一部この中でまだ今後継続して検討を加えていくというところがございまして、そちらの項目等につきましても今後漁業者協議会等の協議を経て内容の具体化をさせていただきたいと思っております。

また、今回、本部会の中で各委員の方々からちょうだいいたします御意見等を踏まえまして、漁業者協議会等で計画をつくっていく中で反映させていただきまして、最終的には年度が明けてからになります。新年度に入りまして、この案という文字がとれた形で確定された伊勢湾小型機船底びき網対象種資源回復計画といたしまして公表していきたいというふうに思っております。

少し長くなりましたが、今回検討しております回復計画の案について以上でござ

います。

澁川部会長

説明ありがとうございました。

この伊勢湾の小型底びき網対象種の資源回復計画につきましては、皆さんお聞きのとおり、比較的海域も狭く、対象関係者が比較的狭いということもありまして、濃密な議論と具体的な話が相当出されているということが御理解いただけたと思いますし、かように大変な手間をかけて、時間をかけて関係者の御努力が成案に結びつくまでには大変な労力を要するということを具体的に目にしているわけでございます。

本件につきまして、内容を要約いたしますと、この資源回復計画案の内容につきましては、昨年の部会で提示されました計画の検討素案を踏まえて、その後の行政・研究担当者会議、さらには漁業者協議会などの場で協議された内容が整理されて、事務局において取りまとめられた。

また継続協議が必要な事項につきましては、さらに同種の会議を重ねて具体化していかれるということでもあります。

本日の部会における委員の皆様様の御意見を今後の協議、現地における協議に反映させるということで、最終的には新年度、4月に入ってから、確定された伊勢湾小型機船底びき網対象種の資源回復計画として公表したいというようなことでございます。

以上の説明と私の要約でこの計画の是非を本部会でまとめなければならないわけですが、以上の説明について御質問、御意見がございましたらちょうだいいたしたいと思います。

亀尾委員

高知県でございます。

大変御苦労されていることはよくわかりまして、感謝申し上げますわけですが、計画については何も申し上げることはございませんが、漁獲の減った部分の原因などが貧酸素水域の発生だというふうになっております。この減る部分については別ですけれども、卓越年級群というのはどの魚種にもあるわけですが、卓越年級群というのはどういう要因でこういう形になるのか、それを教えていただきたい。このように思います。

佐藤漁業管理推進官

もしよろしければ、申しわけないですけど、愛知県、または三重県の水産試験場の方で、今のは非常に専門的なものだと思うんで、要するトラフグの卓越年級群の……。

亀尾委員

どの魚にも出ておりますね。サバなんかにも卓越年級群というのがあるので、どうしてこういうのがあるのかなということです。それを聞きたいんです。

佐藤漁業管理推進官

一般論とすれば、私、行政官としての理解ですが、特に浮き魚では一般的に親が子供を産むと単純に言っているのですが、親の数が少なくてもたまたま生まれた子

供が数多く生き残るといった状態がある。それは海洋環境でたまたま生まれたときにえさがたくさんあるとかということと、もう1つ同じパターンがくるということは、そのときの魚に特異な特性があるとか、幾つかの説があるようなんですが、浮き魚の場合は、相当の変動、特に子が生まれた直後の餌が海面近くにあるということで非常に環境変動を受ける。ところが、底魚は比較的環境が安定している海底に産むから、浮き魚ほどの変動はない。といっても、それでも何年かに1回には、地域によって非常に多く生き残るときというのが、あると聞いております。

だからその原因たるところはそれぞれの魚種によってちょっと違うと思うんですけども、いずれにしても資源を管理するときに、日ごろの、ちょっと御質問と違つかもしれませんが、月々の給料の中から貯金するのと、たまにきたボーナスから貯金する。この2つのやり方で、卓越年級群を利用した方が実際には資源の回復につながりやすいということから着目しているところでありまして、これをあらかじめ予測したりするのは非常に難しい。

ただし、一定期間ごとに、これは底魚にしても、浮き魚にしても出てくるというふうに思っているところでございますが、その原因というか、生物学的な要因そのものについてはちょっと水産試験場の方でもし何か補足することがあればお願いしたいと思います。

澁川部会長

ちょっと異例でございますけれども、ひとつお願いします。

津本三重県農林水産商工部漁政課主査

三重県の漁政課の津本と申します。

きょうは、愛知県、三重県の水産試験場の者が傍聴にまいっておりませんので、一応関係県としてこの海域のトラフグについては若干知見も持っておりますので、ちょっとコメントさせていただきたいと思っております。

先ほど全般的な浮き魚資源等につきましては佐藤推進官の方から御説明があったと思っておりますけれども、海の中のことで、なかなか詳細な部分というのはわからないというのが現状ですけれども、トラフグにつきましては、このグラフを見ていただいてもわかりますように、4年、5年ぐらいの周期で卓越年級群が出ているという現状がございます。この原因につきましては、1つは、トラフグの成熟が雄が2歳で雌が3歳以上というふうはこの海域のトラフグは言われておりまして、雌の成熟の長さとある程度関係があるのではなかろうかというふうには考えておりますけれども、それにしてもスパンがちょっと合わない部分もございまして、やはり海況面、卵が当然多ければ多い方ほどいいんでしょうが、トラフグの場合は伊勢湾の湾口外、外の方で産卵しますので、それが伊勢湾の中に稚魚として加入してくることから加入がうまくできたか、また伊勢湾の中の環境がそのときに餌が多いとか、水温が適温だったとか、そういう要因が複合してこういう卓越群というのが出てくるんだろうなというふうには思っておりますけれども、明確なお答えは今の段階ではできないと思っております。

失礼しました。

澁川部会長

鈴木委員さん。どうぞ。

鈴木委員（愛知県）

ただいま水産庁の方から愛知県の伊勢湾小型底びき漁業に対する資源回復について御努力を頂いていることについて大変ありがたく、御礼申し上げます。

なおまた、愛知県としては、関係の取り組みの実施に向けて国などの支援は当然のことながら、伊勢湾内の小型底びき網だけでなく、ほかの業種の努力もお願いしたい。解決しなければならない課題が大変ございますけれども、取り組みの検討に向けて、関係者の合意が図られるようにひとつ御努力をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

本城委員

東京都の本城です。

ただいま水産庁から御報告がありましたけれども、皆さんおっしゃるように本当に両県の関係者の御努力が実ったと思っております。

また、ここへ来るには両方の研究機関の相当長い積み上げがあってこれができ上がったと思います。また、水産庁がうまくこのT A Eの思想に基づいてこの計画へと導いてこられたことは慶賀の至りだろうと思います。

ただ、ちょっとお伺いしたいんですけれども、この資源回復計画の目標の中で、5年後にこの比率を近年の25%から1970年代の40%台に回復したいと希望を持っていますね。この中で、後の計画を拝見しますと、魚種的にはトラフグとマアナゴに力点を置いていらっしゃるような感じがいたします。だけど、過去の漁獲を見ますと、減少の著しいのはシャコになっているわけですね。シャコの伊勢湾での漁獲物としての価値は、戦後東京サイドのすし産業に向けての需要がふえて漁獲が上がっていったという経緯があるかと思えます。今その辺の需要関係がどうなっているかわかりませんが、このT A Eの中で、シャコか、マアナゴか、どちらに力点があるのか。あるいは状況によってはこの中ではいずれがふえてもいいんだと。その辺のふえ方を見ながら、また漁獲関連の方も考えてもいいのではないかというふうに考えますが。その辺、ちょっと御議論の中身を承りたいと思います。

澁川部会長

事務局、お願いします。

平松管理課管理型漁業推進班指導係長

シャコとマアナゴの取り組みなんでもございますが、8ページのところに取り組みをそれぞれ書かせていただいた中で、確かにマアナゴにつきましては期間を区切り、ある一定サイズ以下の持ち帰り制限という取り組みがございまして、シャコにつきましては、シャコを主に考えておりますのがシャワー設備の導入、こちらで再放流後の生残率の向上を目指すというものがございまして、その他、目合い制限等につきましてはすべての魚種に共通する取り組みだというふうに認識しております。

そのような中で、シャコとマアナゴのウエートづけと云ったら言葉は変なんですけれども、そのようなことというのは、実は同じ伊勢湾、この海域の中でも主にシャコを漁獲する地域、主にマアナゴを漁獲している地域、さらにローカルに見てい

くと、地域によって若干漁獲物の中に占めるシャコとマアナゴのウエートの違いというようなものは生じているというのは事実であると思います。

ただ、全体の回復計画というのを考えていく中では、マアナゴもシャコにつきましても同じように重要な魚種というとらえ方をし、それぞれの、こちらに書いておりますような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

本城委員

わかりました。私が言ったのは、計画案がまだ詰まっていけないのではないかとか、そういうけちな話ではないんで、これはよくできていると思うんです。ただ、漁場利用関係で言いますと、シャコを考えた場合とマアナゴを考えた場合では当然違いが起こってきます。そういうことを言いますと、内部でどんな話があったのかなということちょっと伺いたかったんです。

いずれにしても両方あわせて目標値に接近していけば大変いいのではないかと。当然その過程で環境の問題、資源の問題、いろいろ出てくるので、漁業運営を阻害しないように、ケース・バイ・ケースで検証しながら計画を変更することもあるべしというようなことで我々は理解していくのが漁業者という立場から言うと妥当なのではないかというふうに私は思っております。

以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

非常に貴重な御意見をちょうだいしました。

三重県の迫間委員さんから御発言がございましたか。

迫間委員

三重県の迫間でございますけれども、伊勢湾の小型底びき網の資源回復計画については当資源回復計画の取り組みや支援策についてかなり具体化されているように思います。水産庁の担当官におかれましては、愛知、三重両県に何度も足を運んでいただき、漁業者協議会の場において多くの漁業者の意見を直接聞いていただいたと聞いております。当県の小型底びき網の漁業者も前向きに当計画を受けとめ、実施していく方向で検討を進めております。また、漁業者もこうした地域や県を超えた統一的な取り組みの効果に期待しているようです。

今後もしろんなレベルでの協議や調整を重ね、資源回復計画や実施計画の作成が進められることと思いますが、漁業者の意見を十分に反映させた平等感のある計画の作成をお願いします。

回復計画の候補種については、当県におきましては、今回伊勢湾小型底びき網対象魚種という幅広い範囲の魚種を対象として検討を進めております。また、これらの魚種に対する取り組みを進める中で、多くの漁業種類との調整も必要となると考えております。そこで、当面は新たな対象魚種に着手するより、当計画を広げていく方向で考えたいと思います。

よろしく申し上げます。

澁川部会長

御意見ありがとうございました。

ほかにございせんか。

どうぞ、山下委員。

山下委員

少し一般論に近い話になるかもしれませんが、この南部会に関する事で申しますと、資源の回復の目標が漁獲量そのものではなくて、漁獲量に占める割合になっているというのは、資源回復計画のもともとの趣旨から言うと少しユニークであるというふうに思います。これは漁獲特性からこういうふうになったので、これ以外に方法がないということであれば、それは仕方がないんですけども、しかし、全体として漁獲量が非常に小さい中で、割合だけは上がったということに結局5年後になったのでは元も子もない。

そういうことで言いますと、この三重県や伊勢湾の例だけではなくて、一般的にですが、これから漁業者の方々が5年間非常に我慢をするなり、犠牲を払わなければならない。その前と、これから5年後、2007年との間でどれだけ変わったかなということ。今までと5年後とでどんなふうに変ったかというのが楽しみになるようではなければならない。きのう有元先生のコメントにもあったと思うんですけども、今までのデータがきちんととられている必要があるのと、どのくらい我慢をしたかということが数値的にわかるということが必要ではないかと思っています。それで楽しみがあれば5年間我慢もできるだろうということですね。

それで言いますと、伊勢湾に戻りますが、データでは豊浜漁協の今までのデータをお示しいただくときに、豊浜漁協の掛ける2というのが大体漁獲量になっているということでは、先々全部豊浜漁協頼りになってしまったりすると大変ですので、せっかくだから、この機会に、例えばデータをおとりいただくとか、それから、我慢をしたならした。それを数値化できるような工夫をしていただくとか、そういったことが必要ではないかと。

もう1つ、同じようにこういうデータをとるのは大変かもしれないけれど、必要だと思うのは、あとはやっぱりいろんな予算措置がとられているという意味です。漁業者の方が自主的に取り組まれるというだけのことであれば、それで資源がふえて、漁業者の方、よかったねで済むんですけども、予算措置がとられて、それなりの補償などが行われるということになると、国民に対する説明責任というのでも必要になります。そのためにも大体こんなことだったということでは説明ができない。特に財政が破綻しそうなときですから、そのあたりも神経を使っていた方がいいと思います。これは水産庁さんにもお願いしたいし、漁業者の方にもデータの確保に協力をしていただくといいのではないかと思います。

澁川部会長

事務局、お答えを願います。

佐藤漁業管理推進官

今後いろんな形で小型底びき網漁業の資源管理をやっていくについて、恐らく共通の問題として出てくると思うんですが、たしか瀬戸内海もいろいろ調べていきますと、いわゆる小型底びき網漁業の漁獲量そのものというのは余り減っていない。つまりこの漁業というのは、例えばサワラのように単一魚種だときれいに出てくる

んですが、底びき網漁業、特に内湾でナーサリーというか、産卵場を抱えていて、いろんな魚種の産卵場になっている。成魚もとるし、稚魚も一緒にとるというところの資源変動という面から見ますと、本当に難しく、ある意味でいきますと漁獲量は減っていない。確かに減っていない。しかし、いわゆる浜の感覚は全然違う。ここでもありますけれども、スズキとかそういうものについての漁獲圧というか、量は上がっているんですけど、スズキは残念ながら一時期を除くと高い魚じゃなくて、現場ではですね。本当はシャコとかマアナゴをねらいたいという感覚があります。

そういうことで、底びき網についての1つの目標の設定ということで、むしろ漁業者感覚に近いものを持ったわけですが、ただ、これは比率が上がるということは全体としての漁獲量ももちろん下がることは多分ないだろうと。他の安価な魚種の漁獲量だけが全体下がり、相対的に価格の高い魚種のみがふえるということは基本的にはあり得ない。つまり重要魚種これが指標となりますから、そういうふうに思います。

それから、統計につきましては、おっしゃるとおり、今後これはモニタリングしていく体制は統計情報部等も含めて早急に確立していく必要があります。そういうことで、内外湾の区分についてもどこまで厳密にできるかというのは今後検討が必要ですが、それを具体的にしていきたいと思います。もちろん先ほど言いましたように、毎年レビューもしますけれども、一定期間きたときに、その結果責任というものをちゃんと説明できる。また、その原因がどこにあったかというようなところについてもフォローしていく必要があると思います。特に当地区で気になるのは、いわゆる夏の無酸素層の発生というのがあります。地域によってはこの資源回復計画に取り組んでも、ある限定した地域ですけれど、海が余りにも大変な状態になっているので、むしろ酸素回復計画というものをやってもらわない限りだめだということもございました。

ただし、全体としての取り組みが必要なので、私らもこれに参加しますということですけど、自分たちの本心としては海をきれいにしてくださいと、そちらの方がはるかに資源にとってはいいということも言われました。伊勢湾の全体から見ると、取り組んでいかざるを得ないというところがあります。

そういうのを含めてこの結果について十分フォローアップしていく必要があると思います。

澁川部会長

どうもありがとうございました。

一応5年の計画ということになっておりますけれども、御案内のとおり、資源回復を願う、あるいは実践するということになれば、5年というタームは甚だ短いわけでありまして、当然その先までならむとするならば、5年間もどれだけ先に向かっての準備期間であるかということにもなるわけでありまして、山下委員のおっしゃったとおり、今や日本周辺の資源回復にかかわるさまざまな行政的な財政面の支援措置という話は当然のことながら国民の協力を得て実現していくということにもつながるわけでありまして、私どもだけの話ではないということに改めて認識

する必要があるのであります。

計画を見せていただきますと、7番の進行管理のところはかなりきめ細かな手当てをなされるということになっておりますので、その辺は当然研究機関の方々も参画されるということでもありますから、関係者こぞって体制を充実していくということになろうと思えますし、また、この計画、この部会で承認するということになれば、私どももこの後、この計画を常時ウォッチしていかなければいかんと、こういうことになっていくんだらうと思えますので、その辺もよろしく願いしたいと、思います。

それでは、時間も時間でございますので、集約しなければいけません。今までのお話を伺ったところ、現在の計画案につきましては特段の大きな変更をする必要があるというふうにはどうもないようでございますので、この計画案につきまして取りまとめしていくということで部会として承認したいと思えますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長

ありがとうございます。

もう1点でございますが、事務局として今後この計画を最終的に取りまとめ、公表していくに当たりまして、継続協議がまだ一部残っているものもありますので、これについては現地の漁業者協議会等を通じて詰めていきたいということでございますが、この手順についてもあわせて御了解を得たいと思えます。よろしく願います。

それでは、次の議題でございますが、でき得れば12時までには終えたいと思えますので、よろしく御協力をお願いいたします。

次の議題は、T A E制度の適用ということでございまして、その内容について説明を事務局よりお願いしたいと思います。

大隈管理課企画班課長補佐

今回伊勢湾の資源回復計画といったものが確立されてきておりますけれども、その中で、先ほどの説明でも若干触れさせていただきましたが、この回復計画に関連いたしまして、T A E制度の適用といったものを考えております。

まず、資料としては2 - 4でございますが、T A E制度とは一体どういうものかということについて軽く触れさせていただきます。海洋生物資源の公的管理措置の1つとして、従来、通称「T A C法」と呼ばれておりました「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の改正により、新たに設置された制度でございます。基本的な枠組みと申しますのは、T A C制度と同様であり、T A C制度が漁獲量の観点からの管理を行っているのに対しまして、こちらのT A E制度は、漁獲努力量の総量を管理しようとするものでございます。

なぜこれが、この資源回復計画に関連して適用することが考えられているかと申しますと、この資源回復計画では皆様御承知のとおり、資源の回復を図るために休漁期間の追加が行われます。漁獲努力量の削減に当たりましては、当然関係漁業者の方々の負担といったものも生じますし、また先ほどからの話もありますように、

いろいろ支援策として公的資金も投入されますので、当然漁獲努力量の削減がちゃんと効果を発揮できるように担保しなくてはなりません。

一番我々が恐れますのは、一たん回復計画に基づきまして削減した後の漁獲努力量といったものが、例えば休漁期以外の集中操業とか、新規着業船の発生などによりまして、せっかく削減したものが再び増加してしまう。そういったものはちゃんと防止するためにも手を打っておく必要があるという考えに基づきまして、公的措置であるT A E制度を適用しようと考えているものです。

そして、伊勢湾の回復計画につきまして、どのようなT A Eを定めようとしているのかにつきましては、先ほど計画案の説明の中にもありましたように、伊勢湾におきましては、1件の、トラフグ当歳魚の水揚げを禁止する「期間禁漁」といったものを考えておりますけれども、10月の期間禁漁が明けた段階となりますと、10月中に当歳魚をとっておりませんので、一部は外海に出ていくにしてもかなりのものが伊勢湾の中にとどまっているということになり、また、体長も大きくなっております。だからといって、11月から10月に休漁した分を取り戻そうとして集中的な操業を行ってしまいますと、目先の水揚げ量といったものはふえるかもしれませんが、それではせっかくの資源全体の底上げを図ろうという取り組みの効果が薄れてしまいます。

そういうこともありますので、この伊勢湾の事例について考えてみますと、例えば10月のトラフグ小型当歳魚の水揚げ制限の直後の11月から12月、1月ぐらいまでの間、漁獲努力量を、小型底びき網の場合、出漁隻日数といったものが想定されておりますけれども、それを従来どおりのレベルにとどめようというふうな形での設定を考えております。

したがって、特定の海域（具体的には伊勢湾）、特定の期間（トラフグの場合、主要漁期である11月）、特定の漁業種類（小型底びき網）に限定した形で数値を設定し、従来の漁獲圧力といったもののレベルに維持していこうというふうなえ方に立っているものでございます。

T A Eの設定に関します今後の具体的な手順といたしましては、まずはどの魚種をT A Eの対象種とするかということ、
「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づきまして政令で指定する必要がある場合がございます。トラフグ以外ですと、サワラ、アカガレイ、サメガレイ、ヤナギムシガレイといったものがございますが、そういった魚種をまずはT A E管理制度の対象種とするということで政令で指定を行います。

これにつきましては、3月12日に行われます水産政策審議会におきまして、この部分について答申をいただき、政令指定する予定となっております。具体的にどういったT A E（漁獲努力可能量）といったものを設定するのかということにつきましては、今後秋頃までに詰めていくこととしております。

T A E制度の対象魚種として指定したからといって、即座に具体的な、出漁隻日数が定められるわけではなく、その後回復計画の内容と十分すり合わせを行い、現状の漁獲努力量も勘案して、T A Eの設定作業を行っていくこととなります。

今後の作業の進みぐあいによりましては、今後の漁期に合わせてT A E制度

の運用といったものを開始できないかと考えております。

ちょっと回りくどい説明になりますが、本日ここで委員の皆様へ御検討、御承認いただきたいと思います。この伊勢湾の資源回復計画に関連いたしましてトラフグに対する漁獲圧力といったものをある程度管理する必要があるとございますので、トラフグを今後T A Eの対象種として指定することについての手続を進めてよろしいか、また、今後具体的なT A Eの設定に当たりましては、資源回復計画の内容を実際漁業者協議会等の中でより詰めていく中で設定するという作業手順でよろしいか、この2点について御検討いただきたいと思います。

澁川部会長

ただいま水産庁より説明がございました。

1つは、T A E制度というのはどういうものかということでございますが、それよりもむしろ、そのT A E制度を具体的に今回の資源回復計画に重ねるためにはトラフグを管理対象種にするということの御了解を得た上で、3月12日の水産政策審議会で諮問をし、了承を得て、政令指定するという手続が要ということでございます。具体的にどういうことをやるかという話は、その後の関係漁業者の協議会等で詰めていく。こういうことのようにございますが、今の説明で何か御質問御意見等ございますでしょうか。

どうぞ、植野委員さん。

植野委員

前半は伊勢湾の小型機船底びき網漁業対象魚種の資源回復という範疇で議論されているんだろうと想像していたのですが、この委員会としては本来は広域型の資源をどうするかという議論がメインになるんでしょうが、資源の生態に合わせたいろんな制限の手法があるべきだと私は個人的には思っていたので、今のお話だとトラフグについて、底びきを1カ月制限したりすることをそのまま実施するのではなくて、トラフグをまず対象にして、各県はそれぞれのT A Eの仕方を今後検討することであればよろしいかと思えます。例えば大分県の場合はフグは底びき網よりむしろはえ縄をどうするかが問題になるんですね。はえ縄の方は伊勢湾の方はあんまり触れられておりませんので、その辺は.....。

佐藤漁業管理推進官

このT A E制度はいわゆるT A Cと基本的に違いまして、T A Cというのは周年のすべての漁獲量をまず把握して、それを全体としてコントロールする。T A Eは船そのものをとめますから、それをやりますと、対象魚種が1尾たまたまとれるときに、残り99尾が大変とれているのに、はい、とまりなさいということで、これは極めて厳格なものになります。そういう面からすると、地域と魚種と漁業種類を限定して使っていこうという趣旨のものですが、今回の場合、資源回復計画に関連してどこかの努力量が下がる。いわゆる漁業者にとって痛みと血が出る場所は資源回復計画で定める。ただし、その痛みをそれ以外の漁期などで回避しようとして、漁獲努力量の増加しそうなところをキャッピングしますという手法をとります。そういう面からすると、資源回復計画そのものは今回のような場合は業種に着目し、かつ、その中の重要代表種を指標として、1つの手法としてトラフグについてT A

Eを設定するというごさいます。

ただ、トラフグだけから見たときに、当然資源の全体の、静岡県まで入れました3県全体が利用としている資源として資源管理はまだ完結しておりません。だから、今後第2期で、先ほど言いましたように、トラフグについては外海の産卵場の保護とか、今度は成魚そのものを本体のはえ縄についてのいろんな規制措置が必要になったということになれば、関連漁業はふえていく。こういうふうになると思いますが、まず小さいものをできるだけとらないようにしよう。こういうスタートのラインのところにおいてのT A Eを使うということごさいます。

植野委員

体長制限ですね。漁期を決めるとかですか。今言った小さいもの、小型魚をとらないという決め方が全国一律に10月1日とか.....。

佐藤漁業管理推進官

いや、違います。

まずこのT A Eについては、ここに書いていますように、特定の海域に限定します。政令でT A Eの対象にトラフグを指定しましたら、制度上は北海道から沖縄までトラフグT A Eを課すことが可能になります。ただ、これは実質上基本計画でその内容を決定することとなり、対象海域とかを限定していきます。今回の場合は伊勢湾として、かつ、期間を例えば11月、漁業種類は小底ということで絞っていくわけです。瀬戸内海でもトラフグで資源回復計画が合意形成されたら、政令指定はもう不要ごさいます。そのときは瀬戸内海に対しての基本計画を新たにつくっていくという手続が必要になります。

植野委員

ありがとうございました。

澁川部会長

おわかりでしょうか。

ほかにごさいませんか。

ないようごさいますので、次へ進めさせていただきます。

トラフグをT A E制度の対象とするということで、御了解を賜りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長

ありがとうございました。

3 議題：(3) 資源回復計画対象魚種候補・優先順位について

澁川部会長

それでは、議題3ごさいます。

議題3については、資源回復計画対象魚種候補・優先順位についてごさいます。この件につきましては、昨年10月の第1回の部会で事務局から提示されました

素案をもとに、各県で開催された漁業者協議会等の場である程度の意見がまとめられているようにございますが、このことにつきまして、事務局から説明をお願いします。

平松管理課管理型漁業推進班指導係長

それでは、資料の3を使用いたしまして御説明させていただきます。

前回の部会以降、先ほど参考資料の素案という形で前回の部会での今後の検討種の整理表を配付させていただきましたが、この中の太平洋南部会、こちらに挙げられておりますような魚種につきまして各県、またさらに地域の中で漁業者協議会を適宜開催していただきまして、今後の取り組みについて各県で御検討いただいております。特に愛知県、三重県につきましては具体的な魚種が現在小底の計画について進められているわけですが、それ以外の地域につきましては今後各地域でどのような魚種への取り組みが必要かというところの検討を進めていただいております。

1回目の協議会では主に新たにできました資源回復計画という制度ですとか、今後の進め方というようなものを各地域の漁業者の方に説明する場ということで開催されて、2回目以降、各地域の漁業者協議会の中で具体的な魚種についての検討を進めていっているというのが各県を大まかに見た共通した協議会の進め方のパターンでございます。その中で2回目、3回目の協議会の開催サイクルとうまく今回候補魚種について取りまとめるタイミングとが若干ずれてしまったところもございまして、検討中というような書き方をさせていただいている点がございしますが、そういうような状況でございますので、御了承ください。

ある程度これを取りまとめる段階までに各県の協議会の中で魚種ごとの整理がなされているものにつきまして、例えばこちらに書いていますキンメダイですとか、静岡県のトラフグ、これは先ほど触れましたはえ縄の部分です。また、先ほど三重県の委員の方からもございましたが、愛知と三重、こちらにつきまして現在3魚種を挙げて資源回復計画の作成を進めておりますが、今後それらにその他の魚種の具体的な取り組みというものを追加して現在検討している計画の肉づけといいますか、それをどんどん広げていくというような形での取り組みが必要だというような検討がなされております。

また、カタクチイワシですとか、トラフグ、愛媛県や大分県でも書かれておりますが、太平洋の南部海域と隣接して関係の深い瀬戸内海の海域、こちらでの今後の取り組み、それらと連動した形でこの太平洋の南部会、こちらで担当している海域の部分につきまして取り組みの検討が必要だという意見が出されております。

今回この資料3といたしましてまとめさせていただきましたのは、広域種と申しますか、都道府県をまたがる資源に着目したもので、回復計画といたしましては国が作成する部分ですが、そちらについての検討状況についてのみ掲載させていただいております。

従いまして、検討されている中では都道府県の単独種という形で今後の検討を進めているものも一部検討が進んでいるものがあるというふうに聞いておりますが、今回はそのような国の方でこの部会の中で今後検討していくものという形で整理

されているもの、整理していくものについてのみ掲載させていただいておりますので、県単種部分は今回抜けておりますが、その点御了承ください。

今回整理する段階では各県の方での検討状況ということで、こちらに書いてありますような魚種等につきまして備考欄に書いてありますような御意見が出ておりますが、これはあくまで各都道府県の漁業者協議会の中で出てきました意見でございます。各都道府県を超えて調整をした上でここに掲載したものではありませんので、これらの検討状況をそれぞれ踏まえまして、今後次に優先的に取り組むべき魚種ですとか、その検討素案につきまして行政・研究担当者会議や漁業者協議会の中で検討していったら、その中で整理した上で次回、秋ごろだと思っておりますけれども、開催されます太平洋の南部会に次の資源回復計画の検討素案という形で提示できるよう検討して、また部会の中で今後検討していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

澁川部会長

ただいまの事務局の説明について何か御質問ございますでしょうか。

現在各都道府県で検討中のところと具体的に候補種が挙がっているところと差異がございます。まだまだ詰めていかなければいけないような状況でございますが、もし御意見があれば……。

それでは、御意見、御質問はないようでしたら、資源回復計画対象魚種の候補、優先順位の確定、計画素案の作成についての今後の作業スケジュールについては部会としては承認することといたしますが、よろしいでしょうか。お諮り申し上げます。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長

それでは、事務局においては今後必要な作業を進めるようお願いいたします。

また、各委員におかれましては本日の議論の内容を地元を持ち帰っていただきまして、十分に議論を尽くすところは尽くしていただくということで、次回の部会、これはいつごろになりますか。

佐藤漁業管理推進官

多分去年よりは若干早く、9月ごろにとりあえず考えております。

澁川部会長

次回の部会9月ごろだそうでございます。

佐藤漁業管理推進官

今回は委員会と部会を一緒にやるということで、昨年と同じようになります。

澁川部会長

ということでございますので、その節はよろしくお願い致します。

議題 3：(4)その他

澁川部会長

それでは次に(4)のその他についてでございますが、何かございますでしょうか。

外記委員、どうぞ。

外記委員

全国共通の資源管理計画の最たるものといたしましてマサバがでございます。マサバの親魚は南の海には全く数年らい姿を見せておりません。それで資源回復計画の中で、稚魚が回遊し、漁獲されている場所は北の部会だからということで、北部会でマサバの資源管理計画をいろいろ御相談申し上げて、それをまた南部会の方に下げるといふふうには実は聞いておりますけれども、今の段階で水産庁といたしまして、ほかの漁業種類について、各県の担当者会議、あるいは漁業者会議等を経ましている議論しているようでございますけれども、御案内のとおりサバにつきましては、釣りや網の両方の漁業者によって成り立っている大事な資源でございます。それで、今の段階で私が聞く範囲は卓越年級群が発生した場合に稚魚のある程度の漁獲努力量の制限をすると聞いておりますけれども、いつ起こるかかわからないような卓越年級群に期待して、しかも漁業者会議等まだ経ないで、果たしてサバの資源回復が浜の皆さんの期待するような格好で徐々にでも進んでいくのだろうか大変危惧をしておりますので、その辺をどうお考えになっているのかお答えをいただきたいと思っております。

澁川部会長

本城委員もその件ですか。

本城委員

全く同じです。

ただ、前回の委員会のときにも言いましたが、南部会でも一都三県連合海区漁業調整委員会があってマサバ太平洋系群産卵群の漁業調整をやってきたわけですから、北部だけでマサバの資源論をやらなくて、当然南部でも同じように扱ってほしい。事後報告だけではいささか不満であるということです。

澁川部会長

では、まとめて事務局お願いします。

佐藤漁業管理推進官

昨日北部の部会において若干御説明したのですが、太平洋マサバの資源回復に当たって、もともと基本的戦略として卓越年級群でない年の資源を保護して、それを資源回復につなげるというのは、現実としてまさに先ほどありましたけれど、非常に乏しい給料の中から多くの貯金をするという形で、これはなかなか現実として、特に関係業界の皆さん方には難しい。

そこで、卓越年級群というときに、ボーナスに近いものをいかに抑制できるか。ところが、これが事実上4年に1回、今回外れましたけれども、漁業者としてはボーナスではなくそれをあてに生活給化しているという現実があります。来ないのが当たり前、よって、来たから全部とらないでいいじゃないかと、これはなかなか漁

業者に受け入れられないのです。大体卓越年級群で4年間の漁獲量の7、8割をとっているということですから、それをどうするかという問題であります。資源の豊度が上がった場合はいろんな漁業種類にも広がりますけれど、まず第1期として稚魚をいかに確保するかというところで卓越年級群の発生を確認し、豊度を見て、そこでどの程度の漁獲を抑えるかの戦略を立て回復させていくかということを組み立てたいと思っているわけです。

その場合に、今の段階ではほぼ8割程度ですか、漁獲量としては北部太平洋のまき網の業界の関係がその大きなウエートを占めている。そこで何ができるかというところを検討していく必要があるというふうに考えております。

そういうことで、現段階で前回申し上げましたように、北部太平洋マサバの資源回復計画は卓越年級群の発生とその豊度が確認できたときに内容を固めるということでございます。その内容はとり控える分をどういうふうに具体的に船を動かすことによって逆に言えば休漁の仕方となります。例えば港の処理能力を上回るほどたくさんとれたときに休漁するものと、本当に資源管理のための休漁というのはどういうふうに区別していくのか。そういう問題もあります。こういう問題を資源が発生した後から議論するのでは間に合わない可能性がある一方、あくまで漁業者にとっては真剣なことです。内容を固めるのは、豊度がある程度わかった段階とする。実は昨年準備を内々してもらったんですけど、結果外れたということがあるんですが、発生が確実なときに取り組むこととしています。

しかし、中層トロールで2000年の卓越年級群があったかどうか調査をしましたが、残念ながら2001年の発生も含めて今のところ卓越年級群が発生した兆候はございません。それでどうなるかということ、次はこの春に発生したのがそういうものがどうであるかというのが7月か8月ごろにはある程度の第1弾の調査結果が出ると聞いております。浮魚対象の休漁は、そこにいることが確実な底びき網漁船の様にあらかじめ1カ月休漁するという形で設定できません。実際に来ると思って沖に行ったら来なかったというときの休漁に対し、税金を使うわけにいきませんから。このような問題を種々検討した上で実施し、ある程度資源がふえて、親魚になれば、その親魚を取る分布水域は広がりますから、最終的には親魚の確保というところに行きます。そうした場合には必ず南部会も同様な規制というものの中に入っただきく必要があるだろうというふうに考えておりますので、いずれにしても第1弾のスタートする稚魚の保護という資源回復計画、特にまき網の休漁をどの程度、どういうふうにやっていくかということの骨格ができた段階で、当然北部会、それから南部会にも御相談することになると思います。

本城委員

ありがとうございました。

今のお話の中で重要なのは、資源が今後どうなるであろうかというような幾つかのプロセスをあらかじめ考えておいて手を打ちたいという水産庁の配慮は非常に重要だと思います。それについてはよろしくお願いしたいし、今のように我々の関東近海のサバの漁についても、必要な情報を流していただくということは大変重要だと思いますので、よろしく申し上げます。

それからもう1つ、これは単にサバの話ではなくて、沿岸漁業というのは必ず他魚種を含めて漁業経営が行われているわけで、サバの話は私どもにとっては同時にキンメの漁業管理の問題を考える上で非常に重要ですから、その点も含めてここで申し述べておきます。

以上です。

澁川部会長

ほかにございませんか。

林委員

私、前回ちょっと申しおくれましたので、ちょっとお許しをいただきたいと思えます。

私は、宮崎のほぼ中央に位置する川南町漁協に所属して一本釣りをやっているものでございます。かつては日向灘もいろいろな魚種の宝庫で、特にアジ、サバなどは、古い話ですけど、昭和45年ごろまでは海面に浮いて、至るところが魚群で黒々とした現象がよく見られていたわけでございますが、残念ながら近年ではそのような現象は全く見られなくなり、アジ、サバだけでなく、いろいろな魚種が枯渇してしまったと言っても過言ではない今日であります。

今回の水産庁の魚種の回復計画の取り組みには我々漁業者にとっては非常に力強いものを感じている1人であります。また、他県でもそうであろうと思いますが、宮崎の方でもタイ、ヒラメ、ニベ、クルマエビなどの稚魚の放流などをやっています。しかし、残念なことに、関係者の方も見えておられるようでございますけれども、宮崎の方は時として沖合底びき網のルール違反による被害海域でありまして、このような放流事業がなかなか実を結んでこないのが実情であります。

これからいろいろと難しい問題も出てくるだろうとは想像しますが、資源回復の計画の一端としてこのような問題もぜひ取り組んでもらいたいと私は考えております。

以上、私の考えの一端を申し述べまして終わらせていただきます。

澁川部会長

どうも林委員さん御意見ありがとうございました。

ほかにございませんか。

外記さん、どうぞ。

外記委員

具体的支援策の中でちょっとお尋ねしたいと思えますけれども、推進支援事業が今回全く突出した今までにない支援事業だというふうに聞いたのですが、その次に再編整備事業、この30億は、10億が今度新しくなったものであって、20億は従来の補助だと聞いております。それから、3つ目ですね。基盤整備事業、この70億は従来の関連との数字はいかがになるのか教えていただきたいと思えます。

全く新しい70億でございますか。

澁川部会長

事務局、お願いします。

佐藤漁業管理推進官

70 億の方から申しますと、これは従来からの枠組みの中の重点配分ということで、その枠組みの中の一部を特に資源回復計画の対象地域においては行うということです。ある意味では大きな枠組みの中の一部をそこに使うという形でございます。今まである予算に全く別に、このためだけの予算を別にとったということではなく、全体の予算の枠組みの中に特に計画の対象水域に限って優先採択という形でございます。だからほかのところと争ったときにはこの予算はほかの対象区域は幾ら希望してきてもこの対象水域しか使えないという趣旨でございます。

外記委員

70 億は従来も今回も 70 億の中については変わらないということなんですか。

佐藤漁業管理推進官

従来資源回復計画の対象水域で幾らこれを事業として配分されたかというのはちょっと確認しておりませんので、そういう趣旨からすると、ちょっと比較できかねます。

それから、1 番については従来なかった新しい事業でございます。

2 番目については、事業の性格としては似たものですが、少し違うのは、残存者負担というのが一定の要件を満たせば、公庫から団体が借りる。それから、将来の水揚げから払うことができるというシステムがこれに付加されたという面からすると新しいわけでございます。

なお、これは当然 1 番の予算について初年度から本格的休漁というのはいろんな面で難しいのがありますので、そういう面からすると、この 4 億円程度で私どもとしてはことしは動くかなと思っているのですが、2 年目、3 年目ということになれば、当然この予算というのも額を拡充していかなければいけないものになるのではないかと考えております。

外記委員

わかりました。

澁川部会長

それでは、御意見もないようでございますので、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして太平洋広域漁業調整委員会の第 2 回太平洋南部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

4 閉 会

